

# 安全管理規程

平成22年 2月15日設定  
平成22年 6月 2日変更  
平成28年 9月 1日変更  
平成30年 9月 1日変更  
令和 2年 1月 6日変更

住 所 愛知県東海市名和町馬坂36番地1

事業者名 イーライン株式会社

## 目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	経営トップの責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 7 章	安全管理規程の変更
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	輸送に伴う作業の安全の確保
第 12 章	輸送施設の点検整備
第 13 章	海難その他の事故の処理等
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 15 章	雑則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、安全最優先意識の徹底を図り、これを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の業務（付随する業務を含む。以下同じ）安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって輸送の安全を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「安全マネジメント」とは、経営トップにより、安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態をいう。
- (2) 「経営トップ」とは、事業者において最高位で指揮し、管理する個人をいう。
- (3) 「安全方針」とは、経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための意図及び方向性をいう。
- (4) 「安全重点施策」とは、安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策をいう。
- (5) 「安全統括管理者」とは、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者をいう。
- (6) 「運航管理者」とは、船長及び船舶所有者等の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者をいう。
- (7) 「運航管理補助者」とは、運航管理者の職務を補佐する者をいう。
- (8) 「運航管理者代行」とは、運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者をいう。
- (9) 「船舶所有者等」とは、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人をいう。
- (10) 「陸上船内作業員」とは、陸上及び船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者をいう。
- (11) 「運航計画」とは、起終点、航行経路、航海速力、運航回数、運航の時季等に関する計画をいう。
- (12) 「配船計画」とは、運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画をいう。
- (13) 「配乗計画」とは、乗組員の編成及び配員に関する計画をいう。
- (14) 「発航」とは、現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始することをいう。
- (15) 「基準航行」とは、基準経路を基準速力により航行することをいう。
- (16) 「港内」とは、港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）をいう。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。

- (17) 「入港」とは、港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航することをいう。
- (18) 「運航」とは、「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うことをいう。
- (19) 「反転」とは、目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すことをいう。
- (20) 「気象・海象・水象」とは、風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)をいう。
- (21) 「運航基準図」とは、航行経路(起終点、針路、変針点等)、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面をいう。
- (22) 「船舶上」とは、船舶の舷側より内側をいう。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
- (23) 「陸上」とは、岸壁(防舷設備を含む。)、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設をいう。
- (24) 「危険物」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物をいう。
- (25) 「陸上施設」とは、岸壁(防舷設備を含む。)、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設をいう。

(運航基準、作業基準及び事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他の事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

## 第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全の確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- 1 関係法令の遵守と安全最優先の原則の徹底
- 2 安全方針の設定
- 3 安全重点施策の策定及び確実な実行
- 4 重大な事故等に対する確実な対応
- 5 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- 6 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定し、周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
  - (1) 関係法令の遵守と安全最優先の原則
  - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

(1) 本 社	安全統括管理者	1 人
	運 航 管 理 者	1 人
	運航管理補助者	若干人

### 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第23条の4で準用する第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第23条の4で準用する第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

- 第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。
- 2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

## 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

- 第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

(運航管理者の勤務体制)

- 第15条 運航管理者は、船舶が運航している間は、原則として本社に勤務するものとし、運航管理補助者と常に連絡がとれる体制になければならない。
- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

- 第16条 運航管理補助者は、管理している船舶が運航している間は、原則として本社に勤務するものとし、常に連絡がとれる体制になければならない。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡し、運航管理者又は別の運航管理補助者が職務を執らなければならない。

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

- 第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。
- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確認し、実施し、維持すること。
  - (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗

状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。

- (3) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
  - (2) 船舶の運航に関し、船舶所有者等及び船長と協力して輸送の安全を図ること。
  - (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長及び船舶所有者等の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

## 第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、組織又は使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは必要に応じ船舶所有者等及び船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。
- 2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は、使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質、使用船舶と陸上施設の適合性、運航スケジュール等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 船舶所有者等が配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員関係、乗組員の勤



務時間関係等について、安全性を検討するものとする。運航管理者は、安全性を確認し、安全の確保に支障があると認められるときは、配乗計画を改定するよう指導しなければならない。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の安全運航に支障があると認められる場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

## 第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象・水象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航を中止するおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長との協議に基づき船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

## 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船舶所有者等の措置)

第30条 船舶所有者等は、水路通報、海図に関する情報を船長に連絡するものとする。

(船長の措置)

第31条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)を終え、出港するとき
- (2) 運航基準に定められた通常連絡を行うとき

- (3) 入港したとき
  - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
  - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象・水象に関する情報
  - (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

- 第32条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。
- 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

## 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

- 第33条 運航管理者は陸上船内作業員を指名する。
- 2 運航管理者及び陸上船内作業員は緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 3 作業員の具体的配置、陸上船内作業員の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

- 第34条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

- 第35条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

- 第36条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

- 第37条 船長は、別紙「船内巡視実施項目」に従い旅客室その他必要と認める場所を巡視し、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。
- 2 船長は、異常を発見したときは所要の措置を講じなければならない。

- 3 船長は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を運航管理者に報告するものとする。

（旅客等の遵守すべき事項等の周知）

第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒等の禁止）

第39条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

## 第12章 輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第40条 運航管理者及び船舶所有者等は、船舶が法令に定める船舶検査を受検・合格し、運航に問題が無い状態であることを確認しておくものとする。

（船舶の点検整備）

第41条 船長は、船舶点検実施要領に基づいて船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等の点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者及び船舶所有者等に報告し、修復整備の措置を講じなければならない。
- 3 船舶所有者等は前項の報告を受けた場合、関係者に対し当該状況を通報し、乗組員が行った措置に関する検討又は修復整備を求め、運航管理者はこれを監督する。

（陸上設備の点検）

第42条 船長は、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材）、乗降用施設（タラップ、

歩み板)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、施設管理者へ報告しなければならない。

### 第13章 海難その他の事故の処理等

(事故処理にあたっての基本的態度)

第43条 船舶の運航に関わるすべての者は、事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上船内作業員は、陸上及び船内で取り得るあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、船舶に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準の定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第45条 運航管理者は、事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講ずるとともに、安全統括管理者及び船舶所有者等へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第46条 安全統括管理者は、事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、船舶所有者等と協力して、適切に対応措置を講ずること。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第47条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第48条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

## 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上船内作業員、船舶所有者等、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者及び船舶所有者等は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を記録簿にするものとする。

(訓練)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て年1回以上事故処理に関する訓練を実施するよう適切に措置しなければならない。訓練は、全従業員で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記録)

第54条 運航管理者及び船舶所有者等は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

- 第55条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。
- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を全従業員に周知徹底する。
  - 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
  - 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
  - 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

## 第15章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

- 第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）を船舶、会社、その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。
- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

- 第57条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。
- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール等)を用意する。
  - 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について周知する。
  - 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を(所属団体等を活用して)適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を(所属団体等を活用し)適時、外部に対して公表する。

(連絡等経由)

- 第58条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第59条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

附 則

この規程は、令和 2年 1月 6日より実施する。

第 37 条関係

別紙「船内巡視実施項目」

1. 船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備、その他の設備
2. 積載物の積み付け
3. 船体の安定性
4. 燃料、食料、清水、医療品、船用品、その他の航海に必要な物品
5. 水路図誌、その他の航海に必要な図誌
6. 気象通報、水路通報、その他の航海に必要な情報
7. 航海に必要な乗組員数及び乗組員の健康状態
8. 航海を支障なく成就するために必要な準備



# 運 航 基 準

平成22年 2月15日設定  
平成22年 6月 2日変更  
平成28年 9月 1日変更  
平成30年 9月 1日変更  
令和 3年12月 9日変更  
令和 4年 6月13日変更  
令和 4年10月21日変更  
令和 5年 4月28日変更  
令和 5年 6月 6日変更  
令和 5年 7月 5日変更  
令和 5年11月27日変更  
令和 6年 2月 1日変更  
令和 6年 7月27日変更  
令和 6年 8月27日変更  
令和 6年11月18日変更

イーライン株式会社

## 目 次

第1章 目 的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断をし、発港地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
名古屋港西3区 ポートビル下棧橋 衣浦港 鬼崎漁港(常滑市蒲池町) 中部地方整備局ポンツーン 伊藤造船棧橋 姫島漁港棧橋(田原市白浜) 四日市ポートサービス棧橋 常滑港ポンツーン 大井川港 三河港田原ふ頭 三河港蒲郡ふ頭1号岸壁 弥富市工事村ポンツーン 名古屋港ポートアイランドポンツーン セントレア浮棧橋	12m/s 以上	1.0m 以上	1,000m 以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象・水象(視程を除く。)が前項に定める条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。
- 3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象・水象(視程を含む)に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれ

があると認めるとき又は風速 12m/s 以上、波高 1.0m 以上、周囲の視程が 1000m 以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、着岸岸壁の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
名古屋港西3区 ポートビル下棧橋 衣浦港 鬼崎漁港（常滑市蒲池町） 中部地方整備局ポンツーン 伊藤造船棧橋 姫島漁港棧橋（田原市白浜） 四日市ポートサービス棧橋 常滑港ポンツーン 大井川港 三河港田原ふ頭 三河港蒲郡ふ頭1号岸壁 弥富市工事村ポンツーン 名古屋港ポートアイランドポンツーン セントレア浮棧橋	12m/s 以上	1.0m 以上	1,000m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第5条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置)

第6条 船長は、次の配置を定めておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通行船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路とする。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、次のとおりとする。

全船舶

最高速力	25 ノット
航海速力	20 ノット
半速	12 ノット
微速	2 ノット

2 船長は、速力基準を船橋の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は、出航直後、目的地到着後及び帰港開始直後、会社に、天候、風向、

風速、波浪、視程の状況、その他入港予定時刻等運航管理に必要と認める事項を連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(特定航法)

第11条 (1) 中川運河 水門の開閉に於いては事前に名古屋港管理組合に連絡し、打ち合わせを行う

(2) 名古屋港 港則法を遵守し安全運航を行う

(入港連絡等)

第12条 船長は、入港5分前となったときは、運航管理者に入港予定時刻、運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項を連絡しなければならない。

- 2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第13条 船長と運航管理者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常の場合	本社	携帯電話
緊急の場合	同上	携帯電話

(機器点検)

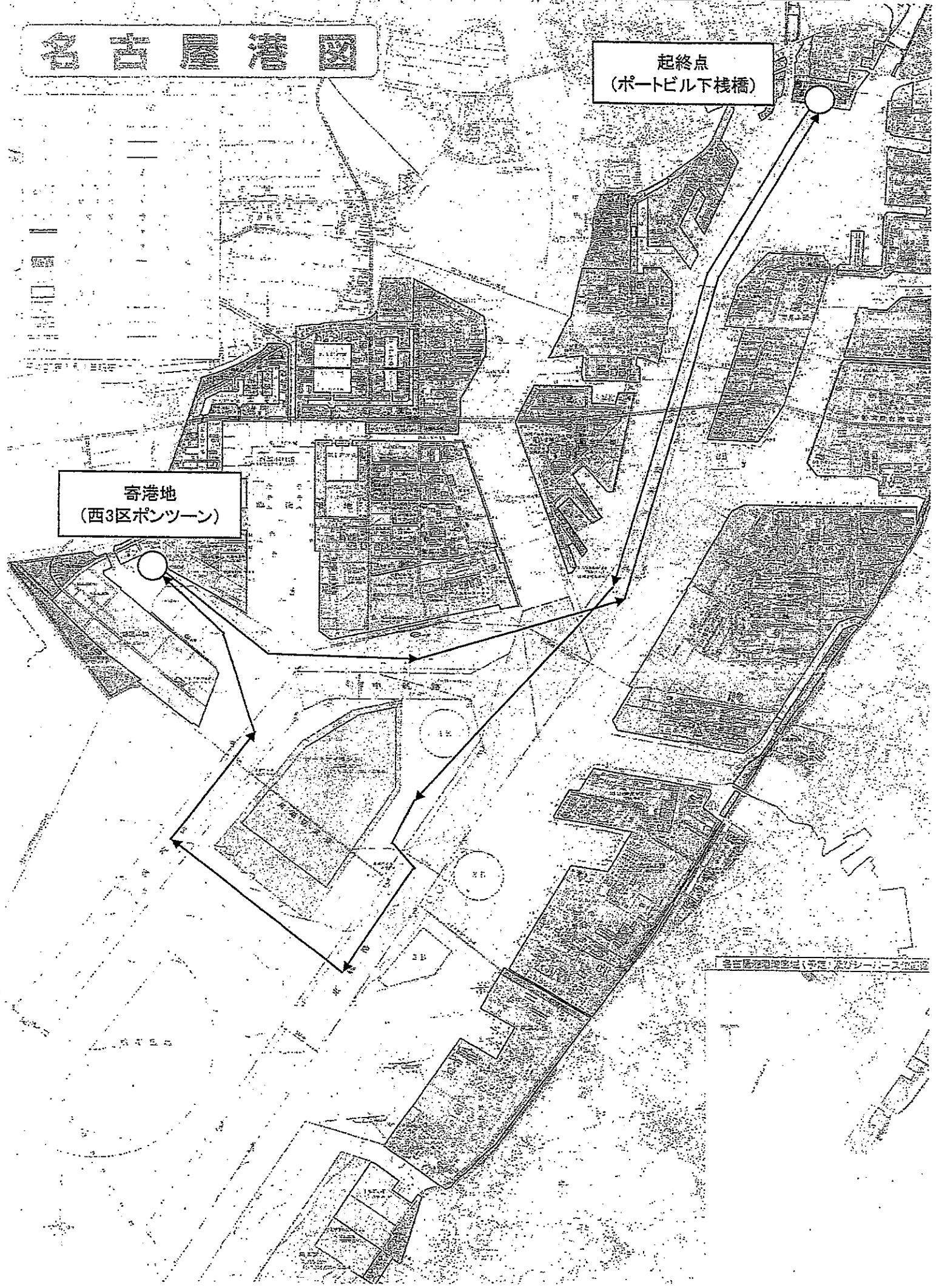
第14条 船長は入港着岸前300m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を議事録に記録するものとする。

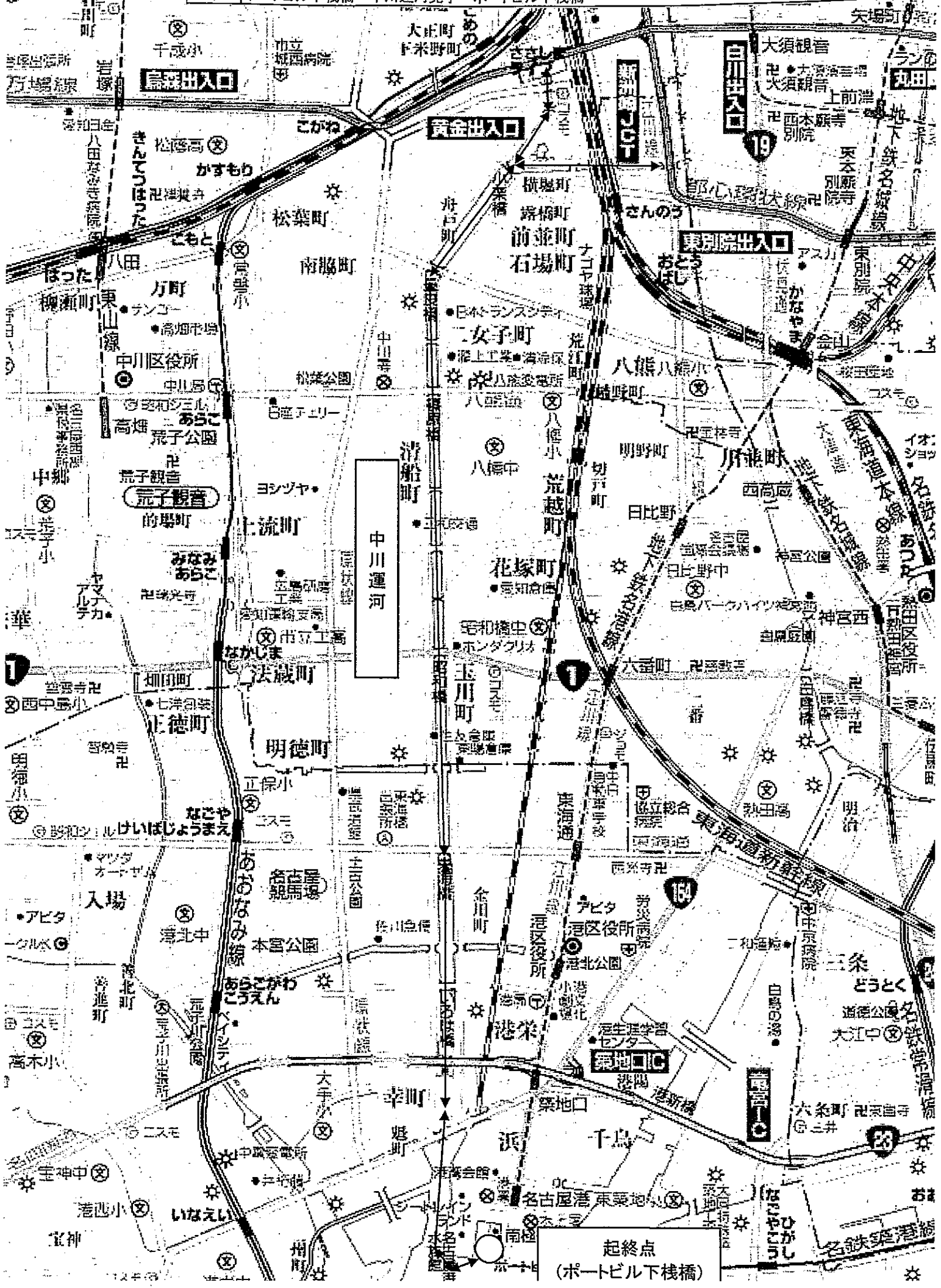


# 名古屋港図



寄港地  
(西3区ポンツーン)

起終点  
(ポートビル下棧橋)



起終点 (ポートビル下棧橋)



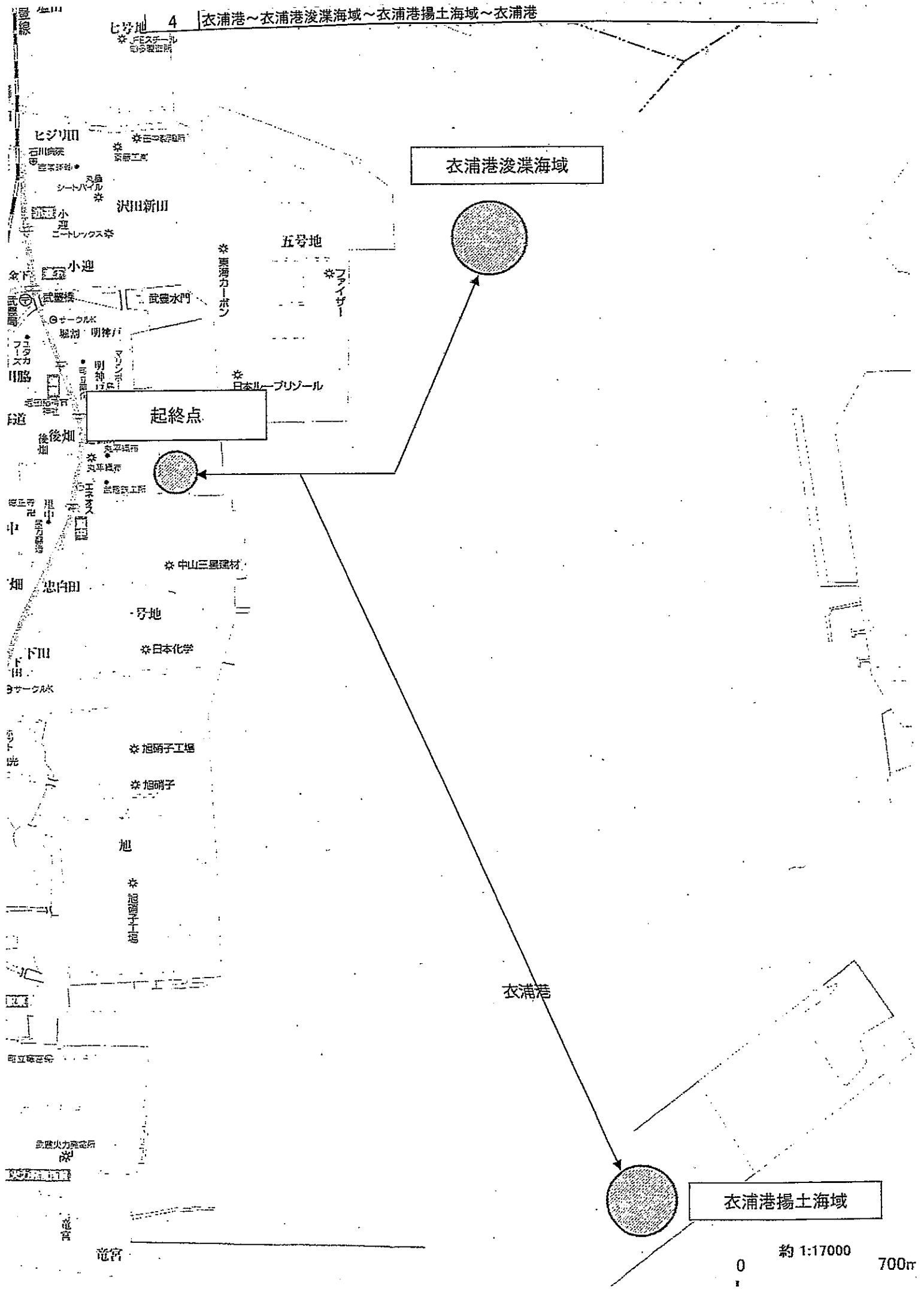
七号地 4 | 衣浦港～衣浦港浚渫海域～衣浦港揚土海域～衣浦港

衣浦港浚渫海域

起終点

衣浦港揚土海域

衣浦港



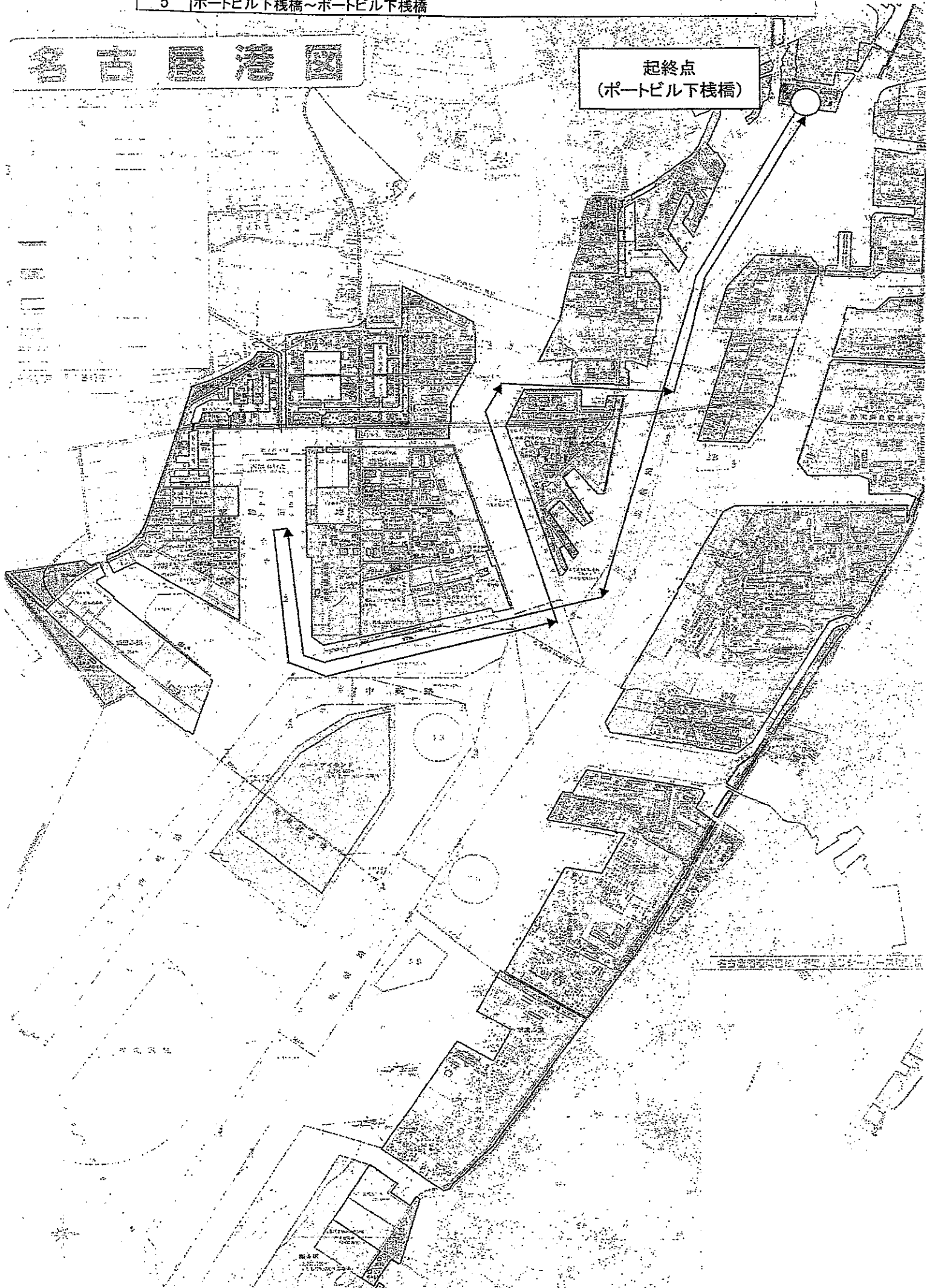
約 1:17000

0

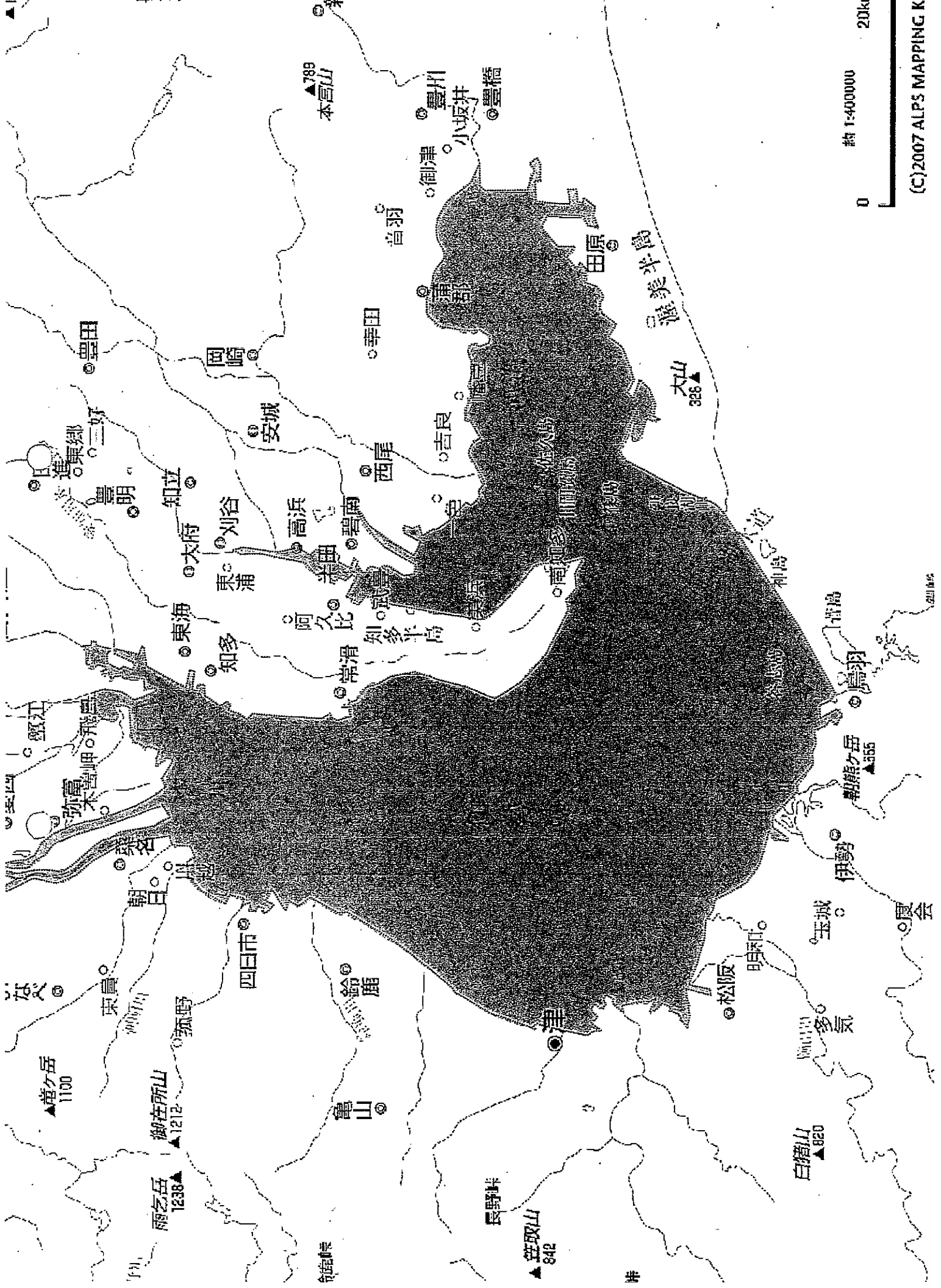
700m

# 名古屋港

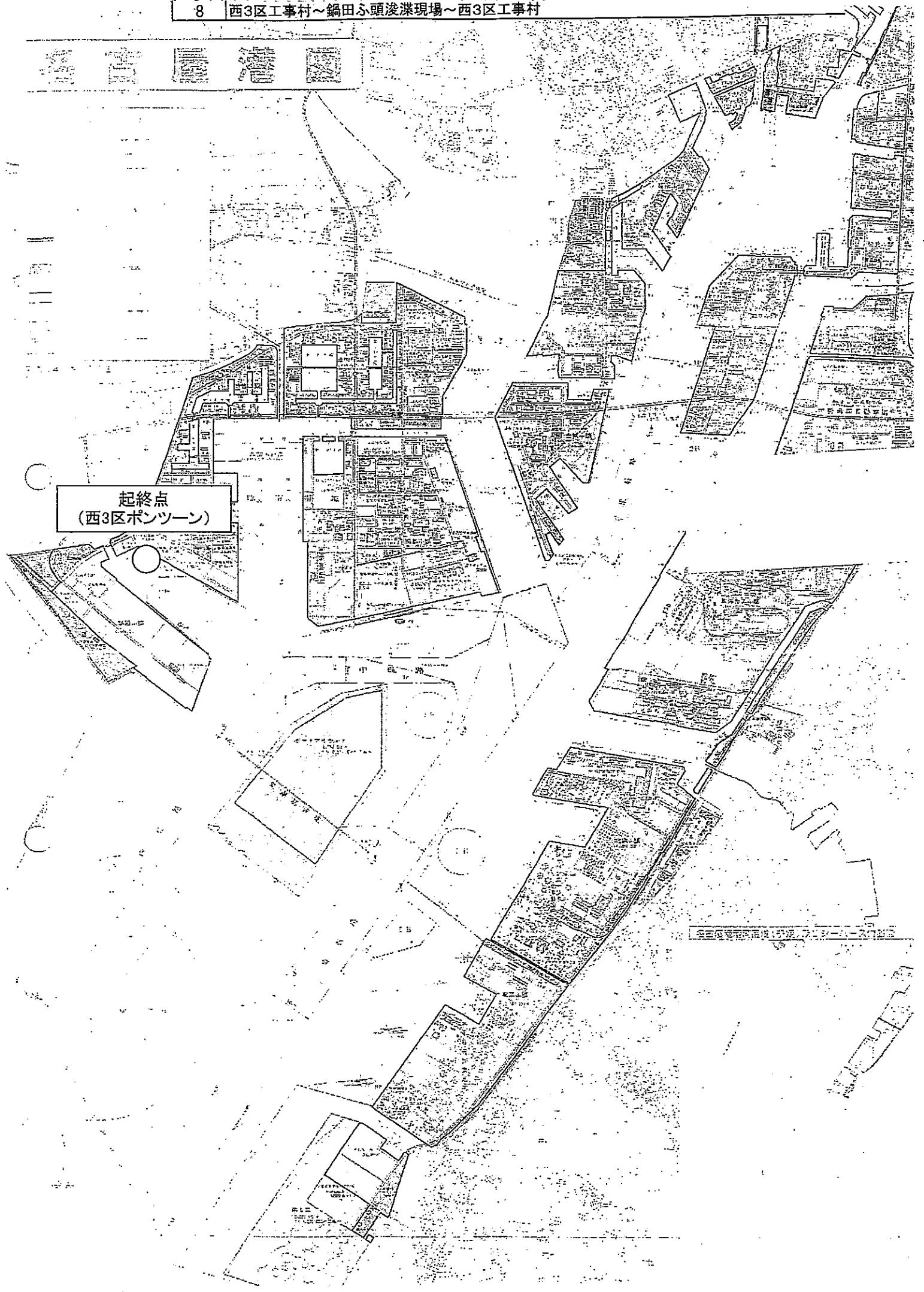
起終点  
(ポートビル下棧橋)







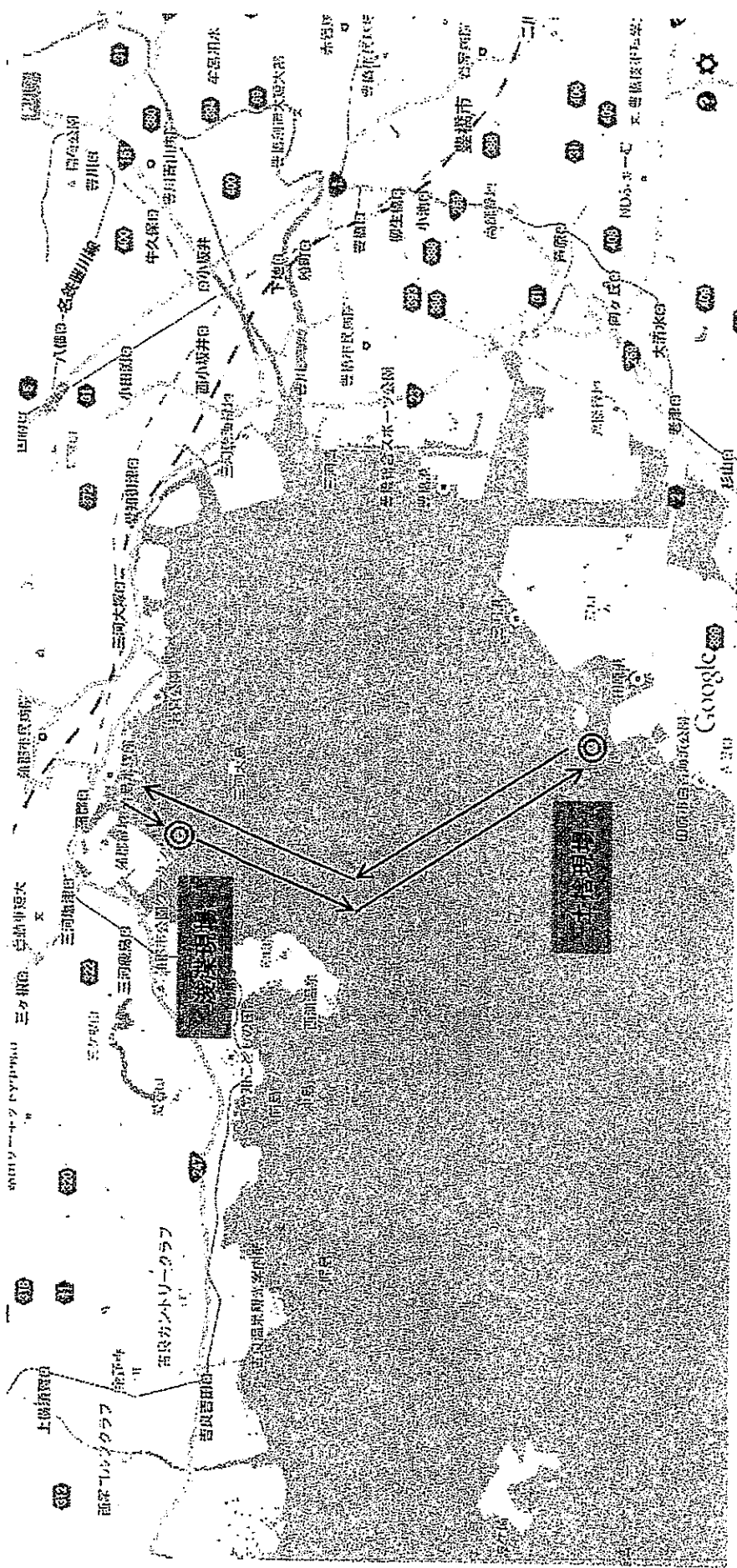
0 1:400000 20km

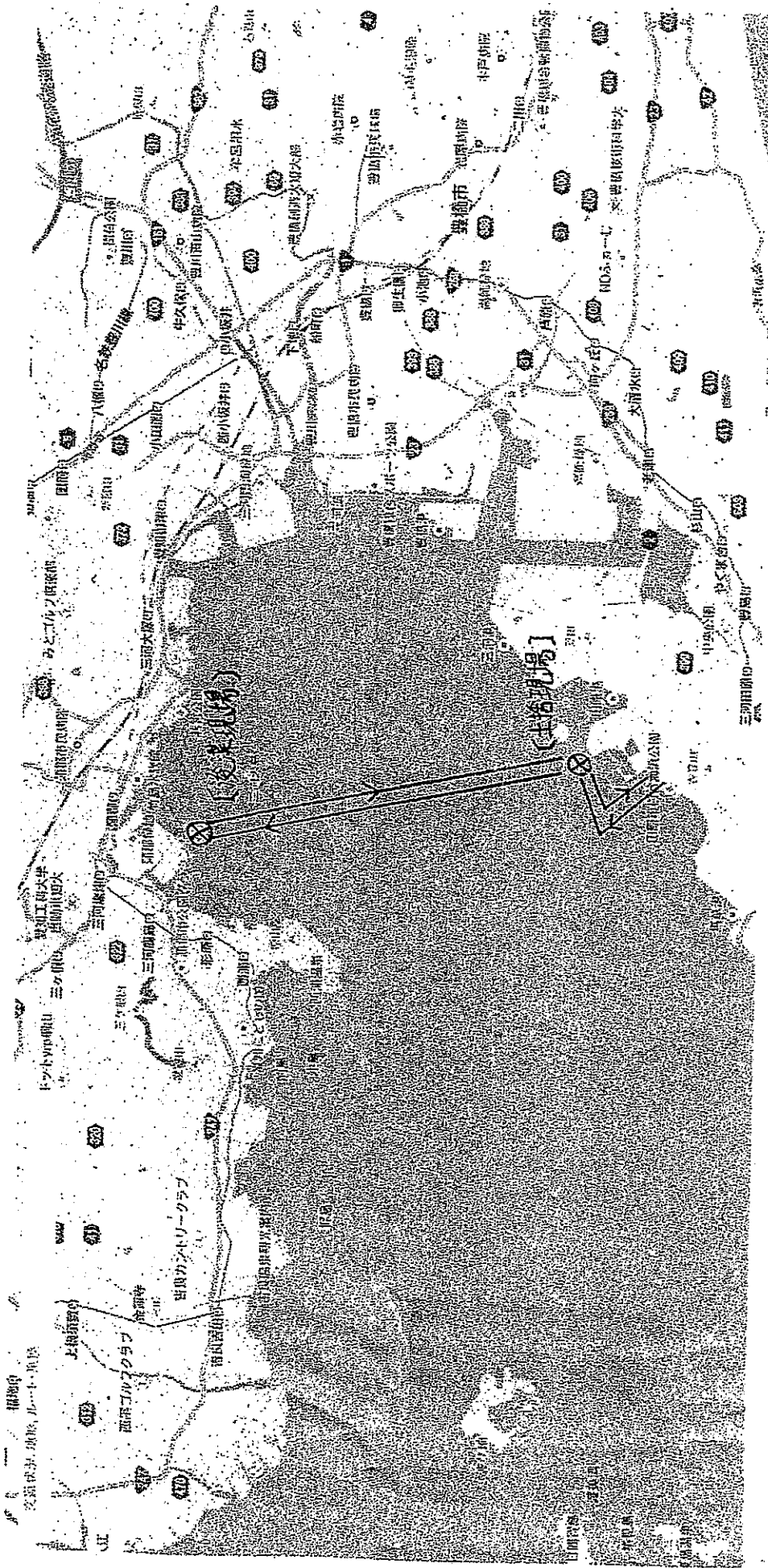


起終点  
(西3区ポンツーン)

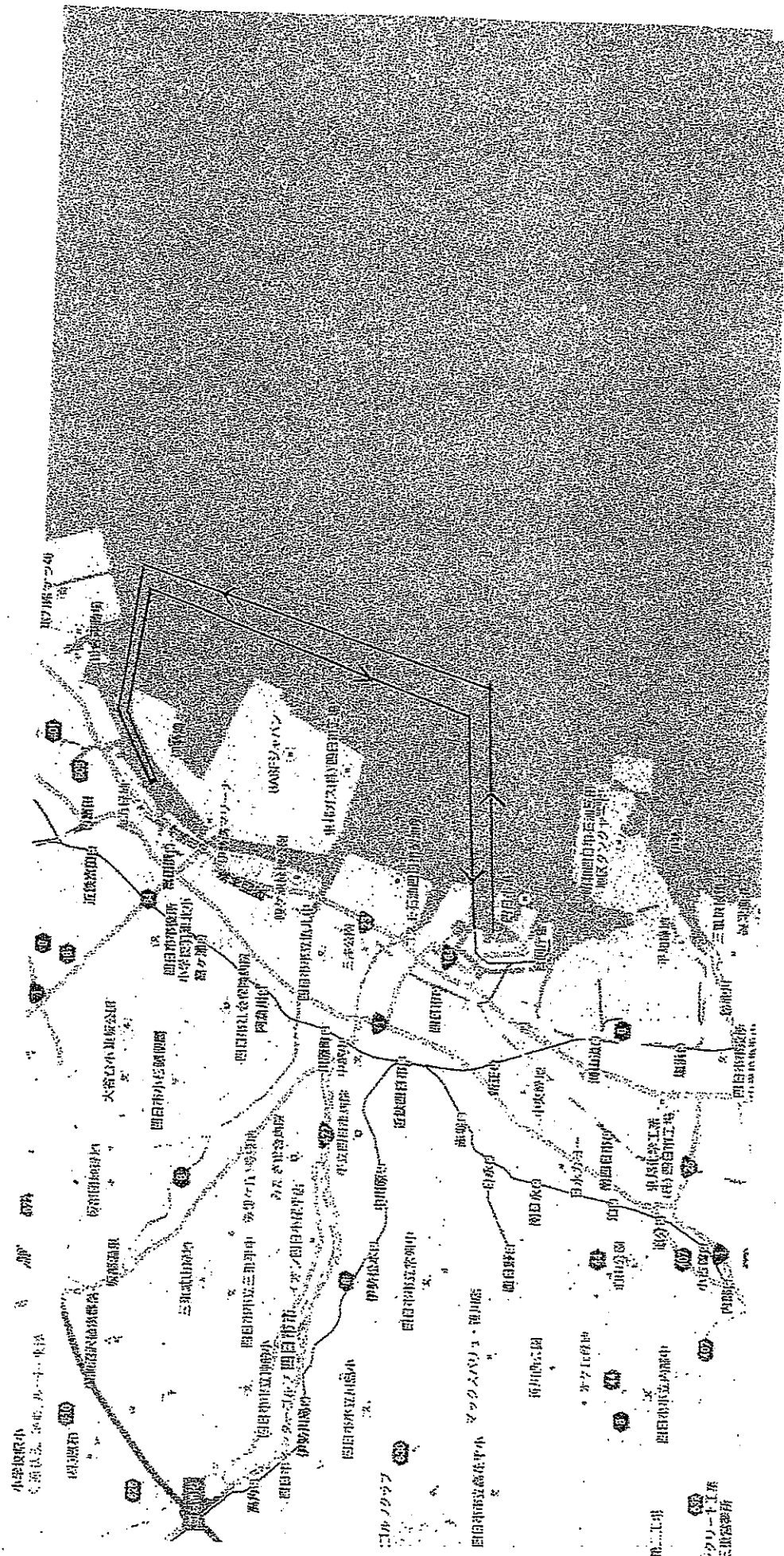
全三區船渠築造費(千圓) 2,121,100





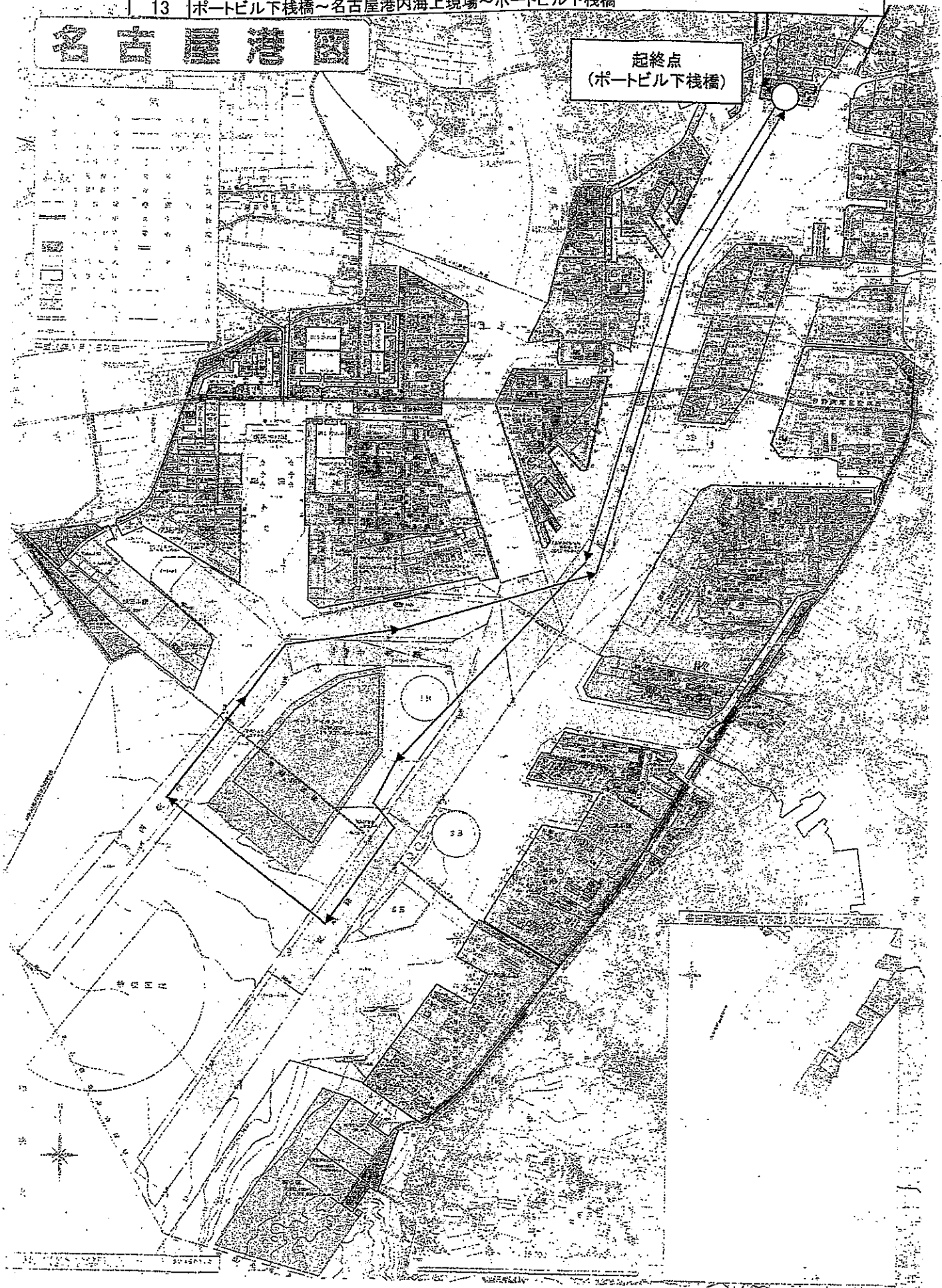






# 名古屋港図

起終点  
(ポートビル下棧橋)

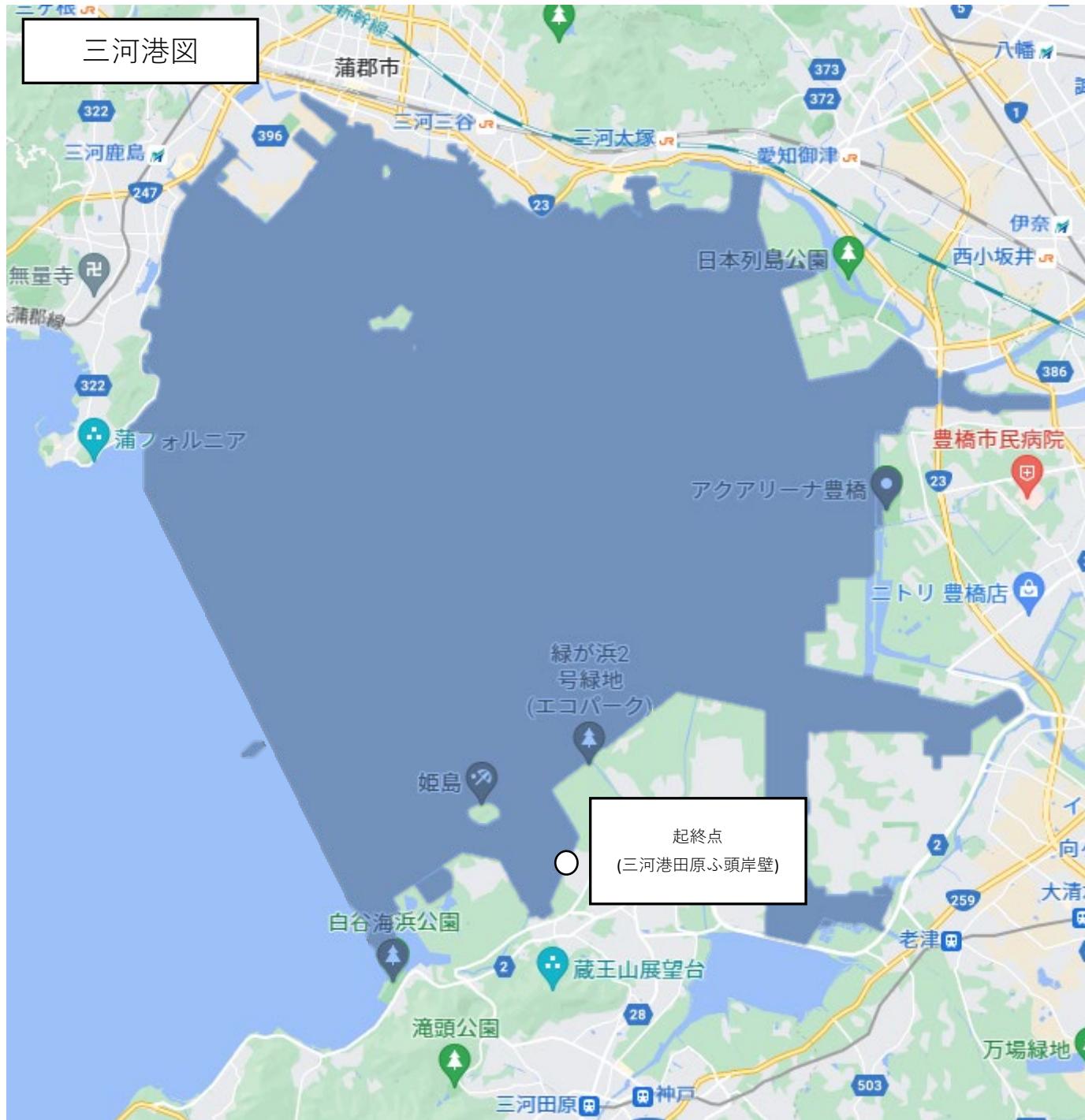


常滑港図



大井川港図







18 弥富市工事村ポンツーン～名古屋港ポートアイランド～弥富市工事村ポンツーン



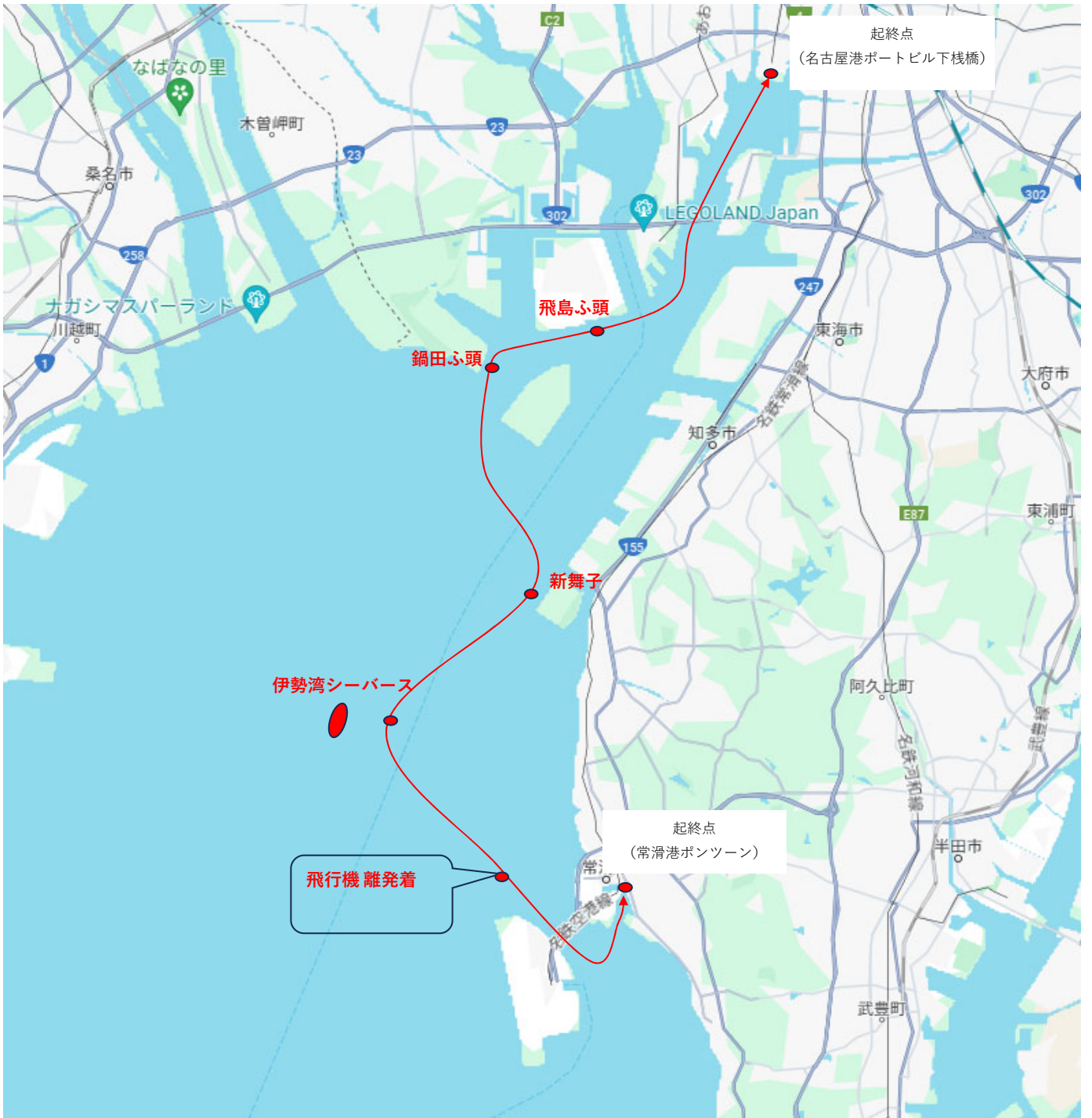
常滑港 図



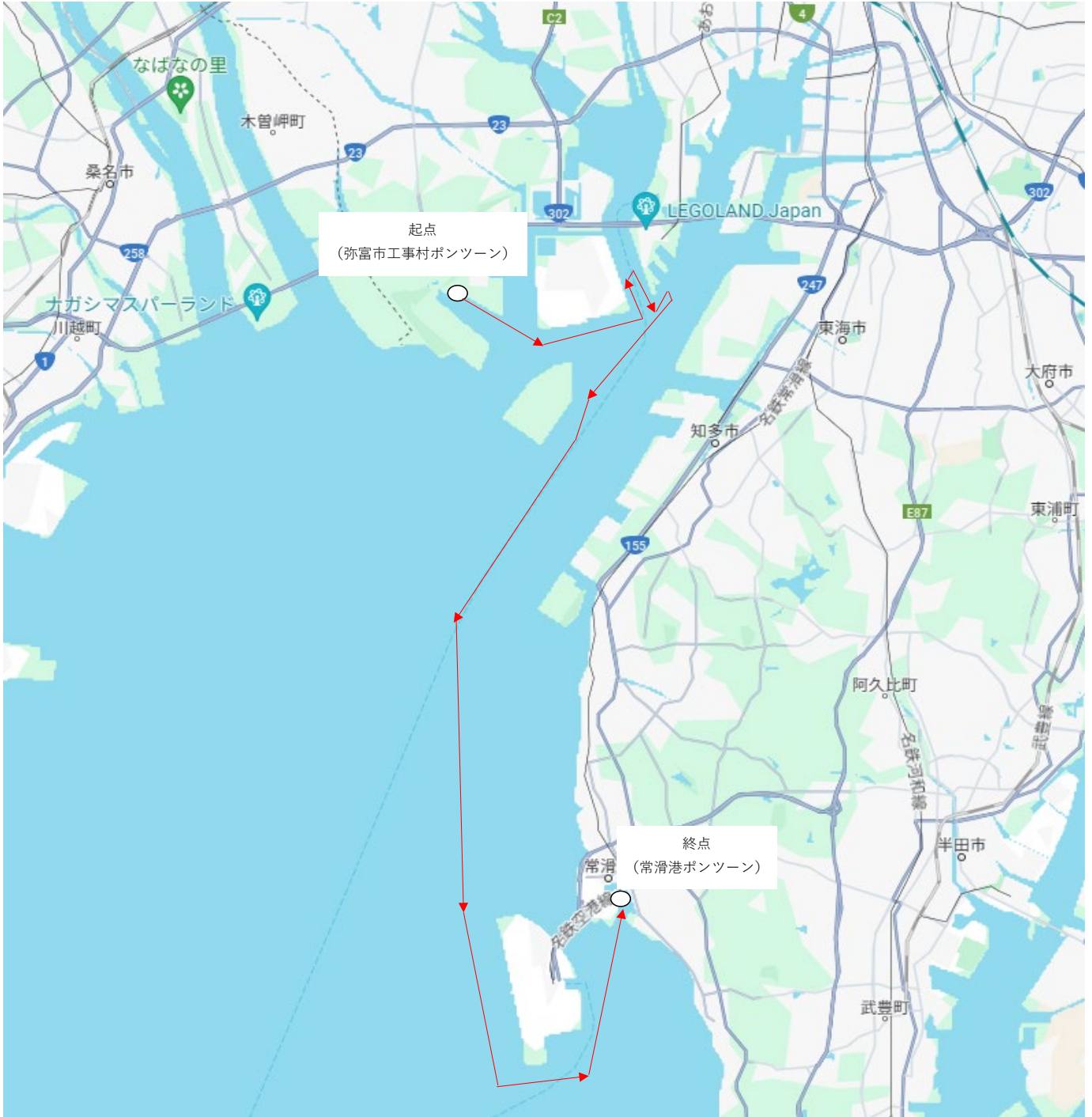




21 ポートビル下棧橋～常滑港ポンツーン～ポートビル下棧橋



22 弥富市工事村ポンツーン～常滑港ポンツーン



常滑港図



# 作 業 基 準

平成 2 2 年 2 月 1 5 日 設 定  
平成 3 0 年 9 月 1 日 変 更

イーライン株式会社

## 目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上船内作業員は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱離し、タラップ等の旅客乗降用設備の付け離し操作等の作業を実施する。

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品については、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者の指示を受けて運送申込人の立ち会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上船内作業員は全3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、接岸後安全が確保されてから、船長が舷門を開放し、陸上船内作業員に旅客の乗船を開始するように合図する。

- 2 陸上船内作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 陸上船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認し、乗船旅客数を船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 陸上船内作業員は、旅客の乗船が完了したときは、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長に旅客の乗船が完了した旨報告し、船長指示により、迅速に離岸作業する。

(着岸作業)

第6条 陸上船内作業員は、着岸に際しては、船長の指示により迅速確実に綱取り等、係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び陸上船内作業員は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第8条 船長は、下船準備が完了しその安全を確認した後、陸上船内作業員を指示し、船長又は陸上船内作業員の誘導により旅客を下船させる。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

第9条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対しての次の事項を掲示等により周知しなければならない。

周知事項の掲示場所は旅客待合所、発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船及び船内においては船長の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

- (4) 病気、盗難等が発生した場合の船長への通報
- (5) 下船及び非常の際には、船長の指示に従うこと

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船内室にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象、水象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。



# 事 故 処 理 基 準

平成 22 年 2 月 15 日 設定

平成 30 年 9 月 1 日 変更

イーライン株式会社

## 目 次

第1章	総 則
第2章	事故等発生時の通報
第3章	事故の処理等

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の重大な人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、着岸施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したのから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「緊急連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は、事故が発生したときは速やかに、事故の状況について判明したのから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極め

た上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお、非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙等)を船舶及び事務所に備え置くものとする。

- 4 非常連絡は原則として次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び関係海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

#### 非常連絡表

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類	連絡事項
a 衝突事故	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、船長名（できれば住所、連絡先）・・・・・・船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）・・・・・・船舶衝突の場合
b 乗揚げ事故	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体・機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c 火災事故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d 浸水事故	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）

e 強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の発端及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f 人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g 旅客、乗組員等の 行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

### 第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡及び船長からの連絡等が異常に遅延している場合、又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないとき、運航管理者は船舶所有者等と連携して、とるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船舶に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の乗組員の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名確認及びその連絡先への通知

(船舶所有者等のとるべき措置)

第8条 船舶所有者等は、事故の発生を知ったときは、海上保安官署への連絡、保険会社への通報、前条2項による連携等必要な対応措置を講じなければならない。その際、初動時における海上保安官署と船長が行う連絡を妨げないよう留意すること。

(事故処理組織)

第9条 事故処理にあたっては、船舶所有者等と連携をとるが、当社としての組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

## 事故処理組織表

	職 務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 運航管理補助者	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
被災者対策班 運航管理補助者	被災者の把握、被災者の救護その他被災者対策に関すること。
庶務対策班 運航管理補助者	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

### （医療救護の連絡等）

第10条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。運航管理者はこれを支援する。

### （現場の保存）

第11条 船長、運航管理者及び船舶所有者等は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

別表

## 医療機関連絡表（緊急連絡表）

救急緊急 1 1 9    警察緊急 1 1 0

会社

イーライン株式会社	0 5 2 - 6 1 8 - 5 0 8 8
-----------	-------------------------

官公庁

中部運輸局 運航労務監理官	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 2
---------------	-------------------------

医療機関

中部労災病院	0 5 2 - 6 5 2 - 5 5 1 1
中京病院	0 5 2 - 6 9 1 - 7 1 5 1
臨港病院	0 5 2 - 6 6 1 - 1 6 9 1
常滑市民病院	0 5 6 9 - 3 5 - 3 1 7 0
半田市民病院	0 5 6 9 - 2 2 - 9 8 8 1

海上保安部等            海上保安部緊急    1 1 8

第四管区海上保安本部	0 5 2 - 6 6 1 - 1 6 1 1 ~ 4
名古屋海上保安部	0 5 2 - 6 6 1 - 1 6 1 5 ~ 7
衣浦海上保安署	0 5 6 9 - 2 2 - 4 9 9 9
三河海上保安署	0 5 3 2 - 3 4 - 0 1 1 8
四日市海上保安部	0 5 9 - 3 5 7 - 0 1 1 8
尾鷲海上保安部	0 5 9 7 - 2 5 - 0 1 1 8
鳥羽海上保安部	0 5 9 9 - 2 5 - 0 1 1 8



# 地震防災対策基準

平成30年9月1日

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 防災体制及び情報伝達
- 第3章 点検及び整備
- 第4章 船舶の運航中止及び避難等
- 第5章 教育、訓練及び広報

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む名古屋港周遊航路・中川運河航路に適用する。

## 第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）若しくは津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2 運航管理補助者と船長との連絡は、携帯電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 運航管理補助者並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるように考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

## 第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者兼船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2 運航管理者兼船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

2 船長は、警戒宣言が発せられたことを知った場合においても、上記の点検等に係る措置をとるものとする。

## 第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着積中の場合は安全を確認し、旅客の取扱いを判断したうえ、また、航行中の場合は速やかに最寄りの安全な港に着積し、安全を確認し、旅客の取扱いを判断したうえ、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であつて、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは避難要領については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに運航管理補助者に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振り回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であつて、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

## 第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項

(3) 旅客に対する広報

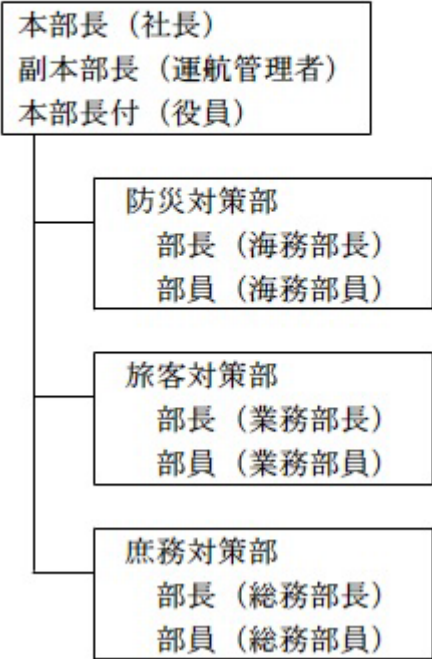
(4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 19 条 運航管理補助者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

地震防災対策本部

本 社



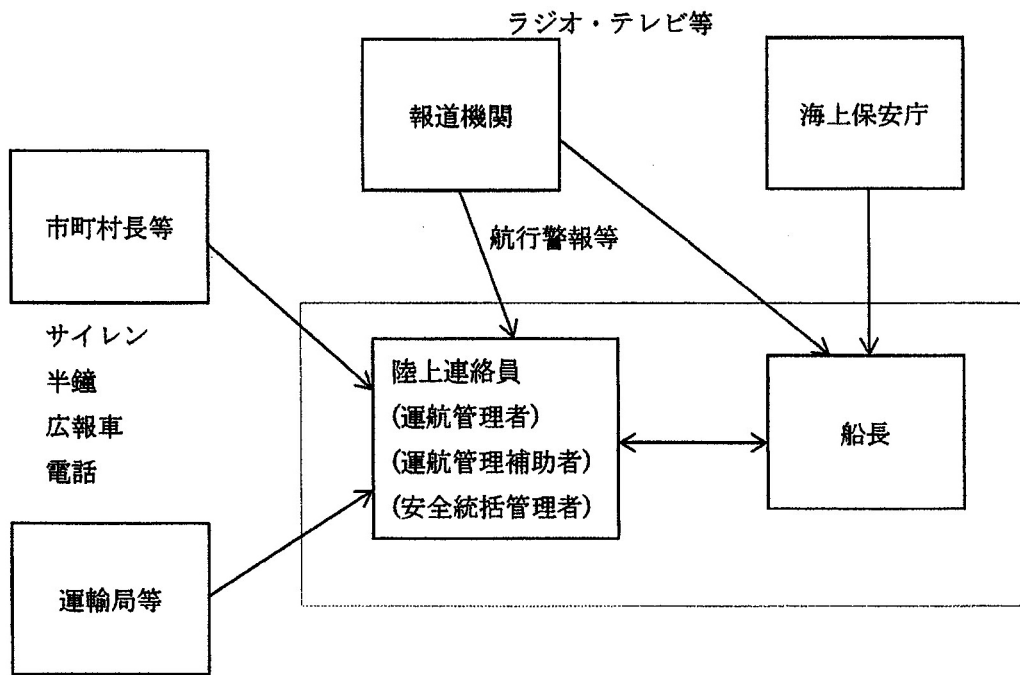
## 地震防災対策組織の要員の職務

## (1) 本社地震防災対策本部員の職務

職 名	職 務
本部長（経営トップ）	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
防災対策部長 （運航管理補助者）	1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長 （運航管理補助者）	1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長 （運航管理補助者）	1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。

- 2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社に集合するものとする。
- 3 本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

情報の伝達経路



別表

## 防災対策実施状況通報機関一覧表（緊急連絡表）

救急緊急 1 1 9    警察緊急 1 1 0

会社

イーライン株式会社	0 5 2 - 6 1 8 - 5 0 8 8
-----------	-------------------------

官公庁

中部運輸局 運航労務監理官	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 2
---------------	-------------------------

警察署・消防署

港警察署	0 5 2 - 6 6 1 - 0 1 1 0
東海警察署	0 5 6 2 - 3 3 - 0 1 1 0

消防署

港消防署	0 5 2 - 6 6 1 - 0 1 1 9
東海市消防本部	0 5 6 2 - 3 6 - 0 1 1 9

市町村

港区役所区政部	0 5 2 - 6 5 4 - 9 6 1 1
東海市防災危機管理課	0 5 2 - 6 0 3 - 2 2 1 1

海上保安部等      海上保安部緊急    1 1 8

第四管区海上保安本部	0 5 2 - 6 6 1 - 1 6 1 1 ~ 4
名古屋海上保安部	0 5 2 - 6 6 1 - 1 6 1 5 ~ 7
衣浦海上保安署	0 5 6 9 - 2 2 - 4 9 9 9
三河海上保安署	0 5 3 2 - 3 4 - 0 1 1 8
四日市海上保安部	0 5 9 - 3 5 7 - 0 1 1 8
尾鷲海上保安部	0 5 9 7 - 2 5 - 0 1 1 8
鳥羽海上保安部	0 5 9 9 - 2 5 - 0 1 1 8



